佐賀県 港湾工事における「週休2日試行工事」実施要領

第1条(目的)

将来にわたり、社会資本の整備を安定的に継続していくためには、建設産業における、若手技術者、女性技術者等の担い手の確保、育成が重要な課題となっており、建設産業における労働環境の改善が求められている。

このため、佐賀県では、労働環境改善の取組の一環として『佐賀県 港湾工事における「週休2日制試行工事」実施要領』(以下「要領」という。)を定め、建設産業における週休2日への取組の促進を図ることとする。

第2条(試行対象工事)

対象工事は、県土整備部、地域交流部が発注する港湾工事※とし、特記仕様書に週休2日試行工事であることを明示する。

ただし、以下の工事については、本要領の対象外とする。

- 1) 竣工時期や作業時間に制約がある場合
- 2) 災害復旧等緊急を要する場合
- 3) 港湾工事※以外の工事

※ここでいう港湾工事とは「港湾請負工事積算基準」を用いて積算し、発注したものをいう。

第3条(週休2日の定義)

本要領の週休2日とは、工事着手日から監督・検査・確認申請書を提出するまでの間、4週6休以上の休暇を確保し、工事現場を完全閉所するものとする。

4週6休	現場閉所率 21.4%以上、25%未満
4週7休	現場閉所率 25%以上、28.5%未満
4週8休	現場閉所率 28.5%以上

日曜日は原則休日とする。

なお、現場閉所率の算出にあたっては、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中断している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は週休2日の対象期間及び休日に含めてはならない。

また、雨天等による作業不能日に現場を完全閉所した場合、週休2日の休日に振替えることができる。

※工事着手日とは着工届の工事着手日を示す。

第4条 (実施内容)

(1) 受注者による意思表示

受注者は、施工計画書提出の前までに、週休2日実施希望の有無を工事打合せ簿にて監督員に提出するものとする。

(2) 計画工程表の提出

週休2日を希望した受注者は、施工計画書提出時に週休2日の取得が確認できる工程表(任意様式)を監督員に提出するものとする。

(3) 看板等による表示

週休2日を希望した受注者は、「週休2日試行工事」であることを記載した看板等を設置するものとする。

(4) 実施報告

受注者は、工程表(任意様式)に週休2日の実施状況を記入し、月毎に取りまとめ、翌月監督員に 提出するものとする。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際は、提示し監督員の確認作業に協力しなければならない。

(5) 変更協議

雨天等により、現場閉所を行った場合または、工事工程の都合により、予定している休日に作業を 行う必要が生じた場合は、振替日について監督員へ報告しなければならない。

また、以下に掲げる状況など受注者の責によらないと判断できる場合で休日(振替日を含む)に作業を行う場合、休日扱い若しくは休日の振替を選択できることとし、選択結果は監督員へ作業日以降に報告するものとする。

- 1) 発注者が作業等を要請した場合
- 2) 現場内で災害又は第三者による事故等が発生し、早急な対応を必要とする場合
- 3) 周辺住民からの苦情、危険防止など緊急を要する作業が必要な場合

(6) 監督員の対応

- 1) 監督員は、週休2日試行工事の実施にあたり、日々の残業が大幅に増えないよう事前に指導しなければならない。
- 2) 監督員は、緊急時等やむを得えない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示を行ってはならない。
- 3) 監督員は、受注者から提出された工程表により、休日の取得状況を確認しなければならない。なお、現場閉所状況の確認や休日の偏りなど必要に応じ作業日報及び出勤簿等の提示を求め確認を行う。

第5条(積算方法等)

(1) 補正係数

要領第3条に定めた休暇を要領第4条に基づき達成できた場合は、休日の実績に応じ、下表補 正係数を乗じ契約変更を行うものとする。また、市場単価は表1の補正係数に乗じ変更契約を行 うものとする。

補正係数区分	4週6休	4週7休	4週8休
労務費	_	_	1.05
機械経費(賃料)	_	_	1.04
共通仮設費	_	_	1.02
現場管理費	_	_	1.03

(2) 補正方法

予定価格の算定において、4週8休に係る補正係数を各経費に乗じるものとする。なお、 現場閉所の状況確認後、4週8休に満たない場合には。その達成状況に応じて、補正分を減 額変更するものとする。

第6条(工事成績評定)

要領第3条に定めた休暇を要領第4条に基づき達成できた場合は、工事成績評定において、下表により休日の実績に応じ評価を行う。

なお、週休2日を達成できなかったことによる減点は行わない。

歌 年 15 日	4週6休	4 治 0 分	4週8休	
評価項目	4週7休	4週8休 	(完全週休2日※)	
一般監督員	工程管理	工程管理	工程管理	
	(2項目)	(2項目)	(2項目)	
			創意工夫	
纵托散叔 县	_	工程管理	工程管理	
総括監督員		(2項目)	(2項目)	

※土日閉所の計画工程表により実施。ただし、4週に1回の振替は可能とする。

第7条(証明書の発行)

週休2日試行工事を実施した工事について、発注者は受注者に対して完成検査後に「週休2日実施証明書」を発行するものとする。

第8条(適用)

本要領は令和4年7月30日以降に公告する工事に適用する。

附則

令和2年7月6日に制定

令和3年7月30日に一部改正

※機械経費(賃料)・共通仮設費・現場管理費の補正を追加適用

※対象工種の拡大

※市場単価を補正対象に追加

令和4年7月30日に一部改正

※積算方法の変更

表1.週休2日工事における市場単価積算の補正係数の設定

補正区分 (港湾)	4週6休	4週7休	4週8休
底面工	-	-	1.04
マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	-	-	1.01
支保工	-	-	1.05
足場工	-	-	1.03
鉄筋工	-	-	1.05
吊鉄筋工	-	-	1.05
型枠工	-	-	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設)	-	-	1.05
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	-	-	1.05
止水板工	-	-	1.05
上蓋工	-	-	1.05
伸縮目地工	-	-	1.03
係船柱取付	-	-	1.05
防舷材取付	-	-	1.05
車止·緣金物取付	-	-	1.05
係船柱撤去	-	-	1.05
防舷材撤去	-	-	1.05
車止撤去	-	-	1.05
電気防食取付	-	-	1.05
防砂目地板取付工(陸上施工)	-	-	1.05
防砂目地板取付工(水中施工)	-	-	1.04
吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	-	-	1.04
港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	-	-	1.04
ペトロラタム被覆	-	-	1.05
現場鋼材溶接·切断工(陸上施工·海上施工)	-	-	1.05
現場鋼材溶接•切断工(水中施工)	-	-	1.05
かき落とし工	-	-	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	-	-	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	-	-	1.03
灯浮標設置·撤去	-	-	1.04
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	-	-	1.01
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	-	-	1.05

163日 - 14日(災害) - 3日(夏休) =

146 日

試行工事 掲示例

ご迷惑をおかけします

「週休2日」試行工事

新しく〇〇を つくっています。

令和 年 月 日まで時間帯 8:30~17:00

道路改良工事

佐賀県県土整備部

発注者 〇〇土木事務所 港湾課

電話 0000-00-0000

受注者 〇〇建設株式会社

電話 0000-00-0000

〇〇〇第 号 令和〇〇年〇月〇日

〇〇事務所長 印

週休2日実施証明書

下記工事について、週休2日の実施を証明する。

工 事 名: ○○○○第000号 ○○○工事

工 期 : 令和〇〇年〇月〇日~令和〇〇年〇月〇日

完成年月日:令和〇〇年〇月〇日

週休2日実施内容(実施した内容に、■を附している)

- □ 4週8休を達成した。
- □ 4週7休を達成した。
- □ 4週6休を達成した。